

在留邦人の皆様へ

「インド政府による入国時観光査証取得(Tourist Visa on Arrival)制度変更の発表」について

2014年12月19日
在インド日本国大使館

1 今般、インド内務省は、11月27日付のインド政府広報局プレス・リリースを以て、日本を含む43カ国の国民を対象に、インド入国時観光査証取得のためのオンライン・システム「観光ビザ電子発給制度(Tourist Visa on Arrival(TVoA) enabled with Electronic Travel Authorization(ETA))」の導入を発表しました。

2 また、12月16日、インド内務省は、同省ホームページ新着情報にて、日本を含む12カ国の国民を対象とした現行のTourist Visa on Arrival(TVoA)制度(インド到着時に空港で申請しビザを取得することが可能な制度)を2014年12月26日以降は継続せず、11月27日より導入したオンライン申請に移行することを突然発表しました。

3 現行TVoA制度の終了発表から新制度(TVoA)へ完全移行するまでの期間が極めて短期間となっていることから、インド政府内で移行日の延長について検討が行われていますが、今後インドへ渡航される皆様でこの制度を利用予定の方は、インド到着時にトラブルになることを避けるため、以下の情報をご参照の上、オンライン手続きを行うことをお勧めいたします。

4 なお、今後、インド政府により新たな移行期間が設けられる場合には、あらためて当館ホームページ等でご案内いたします。

◆「観光ビザ電子発給制度Tourist Visa on Arrival(TVoA) enabled with Electronic Travel Authorization(ETA)」

(1) インド政府は、TVoA-ETAを2014年11月27日から導入することを決定。

(2) TVoA-ETAの対象国：豪、ブラジル、カンボジア、クック諸島、ジブチ、ミクロネシア、フィジー、フィンランド、独、インドネシア、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、トンガ、ラオス、ルクセンブルク、モーリシャス、メキシコ、ミャンマー、ニュージーランド、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パレスチナ、PNG、フィリピン、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ナウル、パラオ、ロシア、サモア、シンガポール、ソロモン、タイ、ツバル、ア首連、ウクライナ、米、ベトナム及びバヌアツの43カ国。

(3) TVoA-ETAを取得して入国することが可能なインド国内の国際空港：デリー、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ、ハイデラバード、バンガロール、ティルバナタプラム、コチ及びゴアの9空港。

(4) ビザの概要

ア 申請手続き（インド内務省ウェブサイト）：

<https://indianvisaonline.gov.in/visa/tvoa.html>

イ 申請期限：インド入国の最低4日以上前の申請が必要（例：1月5日入国の場合1月1日またはそれ以前の申請）。

ウ ビザの種類：入国日から数えて滞在期間30日（期限の延長は不可）。暦年で2回の申請が可能。

エ ビザ手数料：60米ドル（通貨交換手数料は除く）。ウェブサイト上でクレジットカードまたはデビットカードによる決済。1度支払った手数料の返還は不可。

(問い合わせ窓口)

○在インド日本国大使館

電話：(91) -11-2687-6564